

商品概要説明書

ソフトバンク株式会社 第1回社債型種類株式

本商品概要説明書では、ソフトバンク株式会社第1回社債型種類株式(以下、「本社債型種類株式」といいます。)の買付をご検討いただくに際し、ご参考およびご確認いただきたい事項として、「商品概要」「リスク・ご留意事項」を説明しています。本社債型種類株式の買付のご検討に際しては、本商品概要説明書を十分にご確認いただき、ご不明な点はお問い合わせください。

また、お申込みに際しては、別紙の「種類株式(上場)の取引に関する確認書 兼 取得代金の受取口座に関する同意書」をご確認のうえご記入(電子提出)をお願いします。ご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。

本社債型種類株式の概要

発行会社	ソフトバンク株式会社
発行株式数	30,000,000株
発行価格	4,000円
優先配当 (1株当たり)	(1) 2029年3月31日まで:発行価格×固定年率 (2) 2029年4月1日以降:発行価格×変動年率(1年国債金利 + 3.182%)
発行会社による 取得	発行会社は下記いずれかの場合に、基準価額相当額(発行価格(4,000円)+経過配当金等の調整)の現金を対価に取得可能 (1) 発行日の5年後(2028年11月1日)以降 (2) 資本性変更事由が発生した日以降(継続している場合のみ)
累積条項	優先配当の支払の全部または一部が行われない場合、未払いの配当(以下、「未払配当」といいます。)は翌事業年度以降に累積し、繰り越される
上場市場	東証プライム市場上場(銘柄コード:94345)
優先株式格付	R&I:A-, JCR:A
売買単位	100株単位

ご購入にあたっての主なリスク・手数料等・ご留意事項について

- 本社債型種類株式は、株価の下落により損失が生じることがあります。また、発行会社の財務状態の悪化、外部評価の変化等により損失が生じることがあります。
- 社債型種類株式の金融商品取引所での売買等にあたっては、その対価の他に別に交付する『上場有価証券等書面』別紙「手数料一覧」に記載の手数料をいただきます。また、社債型種類株式を当社との相対取引により売買する場合は、その対価(購入対価・売却対価)のみを受払いいただきます。

株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本STO協会

本社債型種類株式の商品概要

Q1 種類株式とはどのような株式でしょうか。

A1 種類株式とは普通株式と権利内容が異なる株式を発行した場合における各種類の株式の総称であり、本社債型種類株式は普通株式と異なる特徴・性質を持った株式であることから、種類株式の一種にあたります。

Q2 東証に『優先株(優先株式)』、という記載がありますが、優先株式とはどのような株式でしょうか。

A2 優先株(優先株式)とは種類株式(A1をご参照ください。)の一種であり、普通株式に優先して配当や残余財産の分配金が支払われる株式です。本社債型種類株式は優先株式にも該当し、社債に類似した商品性を持つ種類株式として東証上場を予定しております。なお、東証ホームページにおける社債型種類株式の概要は以下よりご確認くださいことができます。

社債型種類株式 概要 (<https://www.jpx.co.jp/equities/products/preferred-stocks/outline/01.html>)

Q3 本社債型種類株式の特徴を簡単に説明してください。

A3 本社債型種類株式は普通株式と異なり、下記の特徴を持った種類株式となります。

- ① 普通株式に優先する配当(以下、「優先配当」といいます。)を受けることができ、優先配当は1株当たりの発行価格(4,000円)に配当年率を乗じた額です。優先配当は2029年3月31日までは固定金額、2029年4月1日以降は変動金額となります。
- ② 本社債型種類株式の優先配当は普通株式の配当と同様、毎年3月31日および9月30日を基準日として発行会社の定める日に支払われます。
- ③ 優先配当が支払われなかった場合、未払配当は累積し、繰り越されます。
- ④ 予め定められた優先配当(未払配当等を含みます。)以上の配当は支払われません。
- ⑤ 発行日の5年後(2028年11月1日)以降、発行会社によって基準価額相当額(発行価格(4,000円) + 経過配当金等の調整)の現金を対価に取得される可能性があります。
- ⑥ 議決権がなく、株主総会への参加や株主総会議案への投票ができません。
- ⑦ 東証プライム市場に上場しています。

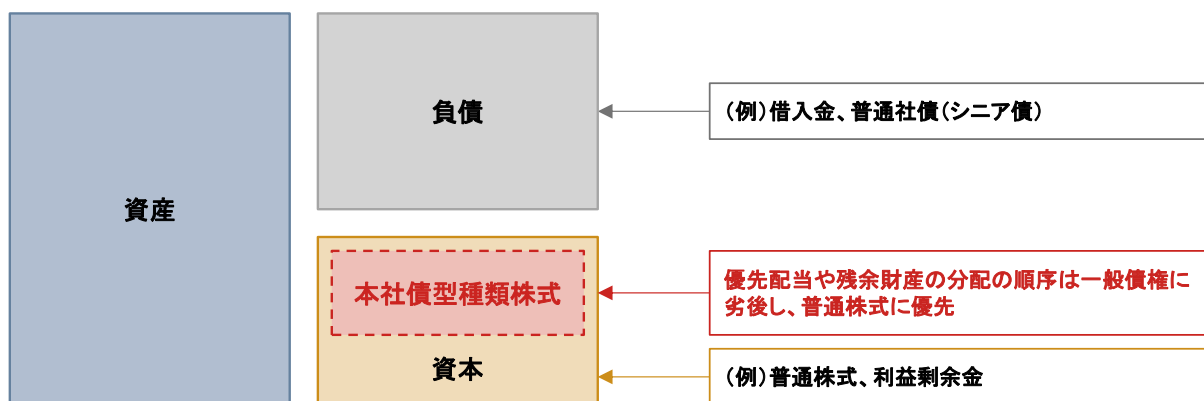
本社債型種類株式の普通株式との相違点・類似点は以下のとおりです。

【普通株式との相違点】

- 議決権がなく、普通株式への転換権はありません。
- 優先配当や残余財産の分配金は、普通株式に優先して支払われます。
- 優先配当や残余財産の分配金は、発行時に予め定められた額以上にはなりません。

【普通株式との類似点】

- 「満期」あるいは「償還期限」(発行時の払込金を保有者に返還しなければならない期日)はありません。
- 優先配当は、支払原資(その他利益剰余金やその他資本剰余金等で構成される分配可能額)の範囲で支払われます。(普通社債保有者を含む一般債権者への支払に劣後します。)



Q4 優先配当、残余財産の分配金の支払について説明してください。

- A4 本社債型種類株式の優先配当や残余財産の分配金の支払には、以下の特徴があります。
- 優先配当、残余財産の分配順位は普通株式に優先します。そのため、優先配当が支払われる一方、普通株式が無配となる可能性もあります。
 - ある事業年度における優先配当の金額が、予め定められた優先配当の金額に足りない場合、不足額は翌事業年度以降に累積され、当該不足額が支払われるまでは、普通株式や本社債型種類株式の配当は支払われません。(累積条項)
 - 優先配当や残余財産の分配金は予め定められた金額を超えては支払われません。(非参加条項)

Q5 本社債型種類株式は東証に上場するのですか。

- A5 本社債型種類株式は東証プライム市場に上場しており、銘柄コードは 94345(普通株式の銘柄コード+予備コード)です。売買立会時には、取扱証券会社を通じて、普通株式と同様に市場内で本社債型種類株式の売買を行うことが可能です。
- なお、本社債型種類株式は予め定められた優先配当以上の分配が行われないことから、発行会社による取得が期待できる間は売買需要が限定的であることが想定され、上場後も普通株式ほど頻繁な売買が行われず、板が無いまたは薄い状態が続く可能性があります。

Q6 本社債型種類株式で、「社債型」という名称が付いている理由はなぜでしょうか。

- A6 本社債型種類株式には満期または償還期限がなく、優先配当は普通社債保有者を含む一般債権者への支払に劣後する、という点では「普通株式」に類似した商品性です。一方、本社債型種類株式は予め定められた優先配当以上の分配が行われず、支払順位が普通株式に優先するため、投資家が得られる配当等のリターンが発行会社の配当政策によって、影響を受けるものではないといった「社債」に類似した側面も持つことから、「社債型」の「種類株式」という名称としています。

本商品の普通社債との類似点・相違点は以下のとおりです。

【普通社債との類似点】

- 発行日の5年後(2028年11月1日)以降、発行会社によって基準価額相当額(発行価格(4,000円)+経過配当金等の調整)の現金を対価に取得される可能性があります。
- 優先配当や残余財産の分配金は、予め定められた金額以上になりません。
- 議決権がなく、普通株式への転換権はありません。

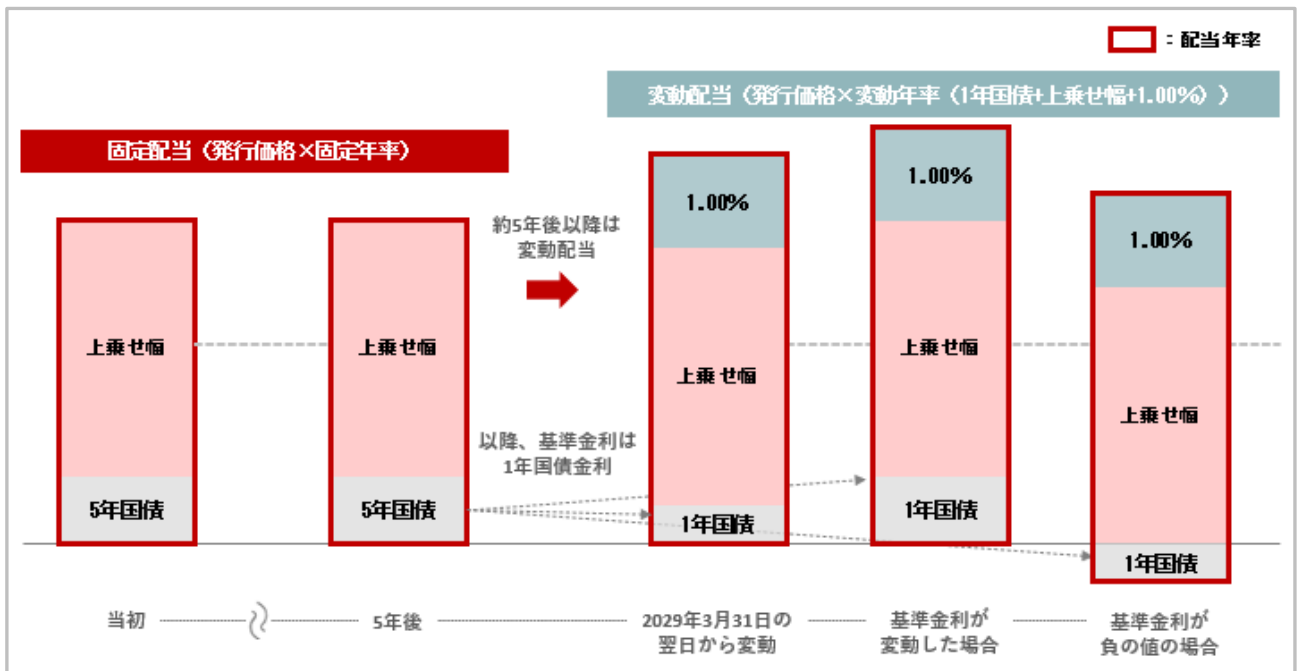
【普通社債との相違点】

- 「満期」あるいは「償還期限」(発行時の払込金を保有者に返還しなければならない期日)はありません。
- 優先配当は、支払原資の範囲で支払われます。(普通社債保有者を含む一般債権者への支払に劣後します。)

Q7 本社債型種類株式の優先配当について説明してください。

A7 本社債型種類株式の優先配当は普通株式の配当に優先して支払われます。配当額は、発行価格（4,000 円）に対して各期間における配当年率を乗じた金額となります。配当年率は、下記のとおり、2029 年3月 31 日までは固定年率、2029 年4月1日以降は変動年率となり、参照する1年国債金利の変動による影響を受けます。なお、1年国債金利は、負の値となる場合もあります。

- 2029 年3月 31 日まで： 発行価格 × 固定年率
- 2029 年4月1日以降： 発行価格 × 変動年率



1年国債金利とは、年率基準日（各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日前の日で、初回は 2029 年3月 29 日となります。）のレートとして年率決定日（各年率基準日の翌営業日）の東京時間午前9時 30 分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcn.csv）（その承継ファイルおよび承継ページを含みます。）または当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイルおよび承継ページを含みます。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページもしくはダウンロードできるファイルをいいます。）に表示される1年国債金利をいいます。

上乗せ幅とは、固定年率の決定時に適用される残存期間5年程度の 10 年国債の流通利回り（年2回複利ベース、上図では「5年国債」と記載しています。）への上乗せ幅をいいます。

Q8 優先配当が支払われなかった場合の株価について説明してください。

A8 本社債型種類株式の配当順位は普通株式に優先します。また、ある事業年度に支払われる優先配当の金額が、予め定められた優先配当の金額に足りない場合、「不足額が翌事業年度以降に累積され、当該不足額が支払われるまでは普通株式や本社債型種類株式の配当が支払われない」という累積条項が付いています。したがって、優先配当が支払われないことが想定される場合、本社債型種類株式の株価は、発行会社の信用力や、優先配当や累積された未払配当がいつ頃支払われそうかという投資家のコンセンサス等に左右され、大幅に下落することが想定されます。

Q9 本社債型種類株式の取得条項について詳しく説明してください。

A9 本社債型種類株式は以下の事由が発生した場合、「発行会社が基準価額相当額（発行価格（4,000 円）+ 経過配当金等の調整）の現金を対価として取得できる」取得条項が付されています。ただし、発行会社に取得する義務はなく、自己株式の取得に該当するため、支払原資の範囲内でしか取得ができないという制限があります。

発行会社の選択による取得

- 本社債型種類株式は発行会社の選択により、発行日の5年後(2028年11月1日)以降、発行会社の定めた日に取得される場合があります。

資本性変更事由による取得

- 発行日以降に資本性変更事由が発生かつ継続している場合には、本社債型種類株式は発行会社により、取得される可能性があります。
- 資本性変更事由とは、信用格付業者(株式会社格付投資情報センター(以下、「R&I」といいます。)および株式会社日本格付研究所(以下、「JCR」といいます。))のうち1社以上より、信用格付業者における資本性評価基準の変更に従い、本社債型種類株式について、発行時において想定される資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、または書面による通知が発行会社に対してなされたことをいいます。

Q10 本社債型種類株式の格付について説明してください。

A10 本社債型種類株式は信用格付業者より、以下の優先株式格付を取得する予定です。

- R&I : A-
- JCR : A

なお、2024年8月30日現在、発行会社は発行体格付として以下を取得しています。

- R&I : A+ (安定的)
- JCR : AA- (安定的)

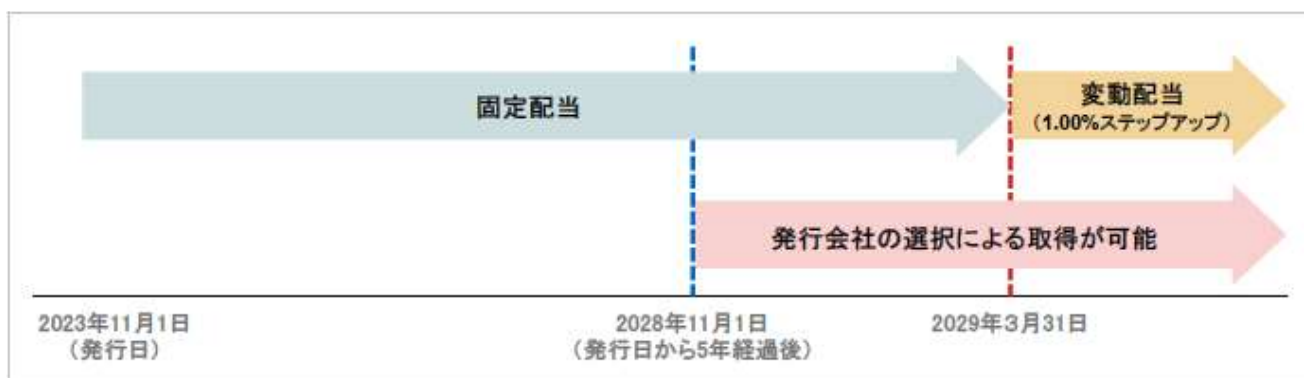
Q11 本社債型種類株式の格付上の資本性について詳しく説明してください。

A11 本社債型種類株式は、普通株式同様に会計上は全額が資本となりますが、信用格付業者が発行会社の格付評価をする際には、調達金額の50%を資本、50%を負債とみなして評価される(「劣後債」に類似しています。)ことが想定されます。

Q12 発行会社が発行日の5年後以降、本社債型種類株式の取得を選択する可能性について、説明してください。

A12 取得については発行会社が諸要素を考慮したうえで判断するため、現時点で取得の確約はありませんが、発行会社は公表資料(2023年9月25日公表、第1回社債型種類株式に関するQ&A)上で「多くの投資家が配当のステップアップするタイミングにおいて、コール(取得)されることを期待していることは十分に理解しています。」と説明をしており、本社債型種類株式の取得を選択しない行為が、マーケットでの信用不安やレピュテーションの悪化に繋がることを認識していると考えられます。また、2029年4月1日以降は配当のステップアップがあるため、発行会社はステップアップ後の高い配当を避けるためにも取得を行う蓋然性が高まると考えられます。

一方、発行会社が本社債型種類株式の取得を見送る場合としては、例えば発行会社の信用力の低下、金利の大幅な上昇等、発行会社の資金調達環境が悪化している場合や、取得金額に対して支払原資が不足している場合等が想定されます。



Q13 発行日の5年後(2028年11月1日)から固定配当が終了する日(2029年3月31日)までに本社債型種類株式が取得されない場合の株価について説明してください。

A13 発行会社が取得可能となる発行日の5年後(2028年11月1日)から固定配当が終了する日(2029年3月31日)までの間に本社債型種類株式が取得されなかった場合、投資家の期待と異なるアクションとなることから、財務面や事業面の懸念等も相まって、株価が大幅に下落する可能性があります。その後の株価推移は、その時の発行会社の信用力や取得の見通しを含めた投資家のコンセンサス等に左右されるため、予測することはできません。

Q14 発行会社が本社債型種類株式を発行する狙いについて説明してください。

A14 公表資料(2023年9月25日公表、第1回社債型種類株式の発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関するお知らせ)によると、発行会社は、「今後、通信・IT技術の高度化や次世代社会インフラに関連した成長投資を行いながら、成長投資と高水準の株主還元との両立を継続していくには、負債性のみならず資本金の資金調達を組み合わせることで資本の充実と財務基盤の強化を図ることが望ましいとの考えに至りました。」とされています。

発行会社は本社債型種類株式の、普通株式の希薄化や自己資本利益率(ROE)の低下に配慮しつつ、健全な財務基盤を確保するための自己資本の拡充や格付評価における財務基盤を強化できる点に期待し、幅広い投資家層からの調達を実現する手段として発行を決議したと想定されます。

Q15 発行会社に関する情報はどこで入手できますか？

A15 発行会社の会社情報が記載された有価証券報告書等については、「EDINET(金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)」において入手することが可能であり、また、発行会社の適時開示情報等については、「適時開示情報閲覧サービス(金融商品取引法、施行令および内閣府令に定められている公表措置行為としての条件を満たし、上場会社等の適時開示情報を公衆の縦覧に供するためのシステムにより提供するサービス)」により入手が可能です。

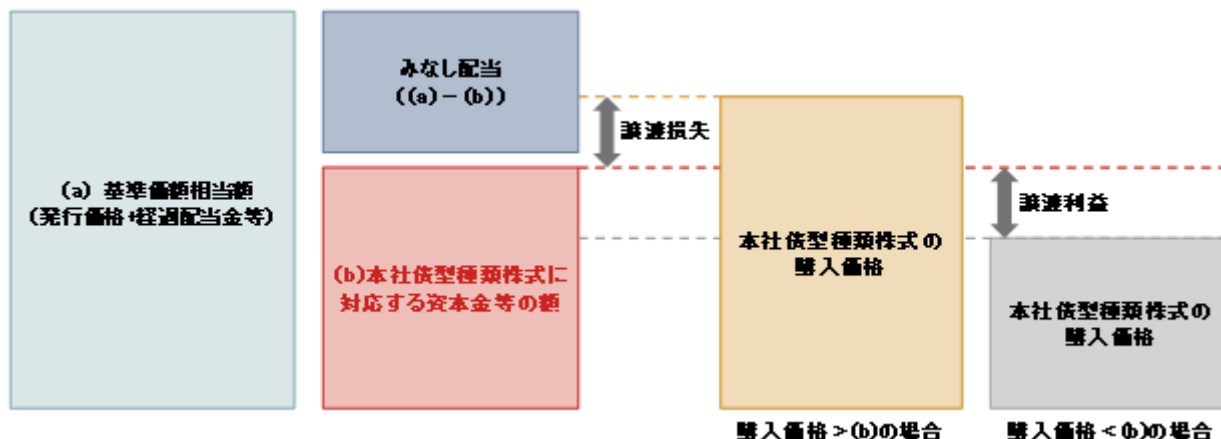
- EDINET ⇒ <https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>
- 適時開示情報閲覧サービス ⇒ 各取引所のWEBサイトよりリンクしています。

Q16 本社債型種類株式の優先配当に関する税制について説明してください。

A16 本社債型種類株式は東証プライム市場に上場しており、優先配当については他の上場株式と同様の税制が適用されます。本社債型種類株式を配当金の受取方法を「株式数比例配分方式」に設定したNISA口座(成長投資枠)で購入した場合、他の上場株式と同様に優先配当は非課税となります。

Q17 発行会社が取得条項を行使して本社債型種類株式が取得された場合の取得代金に関する税制上の取扱いについて説明してください。

A17 発行会社が本社債型種類株式を取得した場合、本社債型種類株式に対応する発行会社の資本金等の額、本社債型種類株式の発行会社による取得金額および本社債型種類株式の購入価格に応じて、みなし配当および譲渡損益が発生します。



なお、取得の事由が生じた日において本社債型種類株式が上場株式か、または非上場株式かによって、次のとおり税制上の取扱いが異なりますが、現時点では、上場株式として取得される予定です。

本社債型種類株式が上場株式として取得される場合

① 特定口座で、本社債型種類株式を保有

発行会社による取得の事由が生じた日に特定口座で保有する場合、特定口座内でみなし配当と譲渡損益の計算(特定口座(源泉徴収あり)の場合は特定口座内で損益通算)を行います。

② NISA 口座で、本社債型種類株式を保有

発行会社による取得の事由が生じた日にNISA口座で保有する場合、取得によって生じたみなし配当および譲渡益は非課税、譲渡損失はなかったものとして税処理が行われます。

③ 一般口座で、本社債型種類株式を保有

発行会社による取得の事由が生じた日に一般口座で保有する場合、発行会社による取得金額および本社債型種類株式の購入価格に応じて、みなし配当および譲渡損益が発生し、損益通算を行うには確定申告を行っていただく必要があります。

④ その他

発行会社による取得の事由が生じた日に弊社以外の証券会社で本社債型種類株式を保有する場合、証券会社によっては当該証券会社の口座において取得代金の受け取りができず、取得代金の受け取り方法が「銀行振込」や「領収証方式」に限定され、税制上の取扱いが異なる可能性があります。詳しくは、保護預り先の証券会社へご確認ください。

本社債型種類株式が非上場株式として取得される場合

発行会社による取得の事由が生じた日時点で非上場株式の場合、発行会社の取得によって生じたみなし配当と譲渡損は、他の上場株式等における配当所得や譲渡所得と通算できません。

本社債型種類株式のリスク・ご留意事項

本社債型種類株式への投資は様々なリスクを伴いますが、以下は主要なリスクを簡潔に述べたものです。本社債型種類株式はこれらのリスクの影響を同時に受ける可能性がありますので、特定のリスクが本社債型種類株式の価値にどの程度影響を及ぼすかを予測することができない場合があります。

本社債型種類株式への投資を検討しているお客様におかれましては、本社債型種類株式にかかるリスクを十分理解し、自身の財務状況等を踏まえて慎重に投資判断を下すか、必要に応じて専門家のアドバイスを求めください。

1. 株式としてのリスク・ご留意事項

本社債型種類株式は株式であり、満期または償還期限はありません。その他、以下のようなリスクや留意いただきたい事項があります。

1-1. 配当に関するリスク

本社債型種類株式の配当は普通株式に優先されますが、社債保有者等の債権者への支払に劣後します。したがって、分配可能額がない場合には配当の全部または一部が行われず、期待するリターンが得られないおそれがあります。

また、本社債型種類株式の優先配当は予め決められており、発行会社の業績等によって変動するものではありません。したがって、普通株式の配当が増配される場合でも、本社債型種類株式の優先配当は発行時に決定した配当率から変わりません。

1-2. 株価に関するリスク

本社債型種類株式の株価は需給によって決定される一方、優先配当は発行会社が行う普通株式の配当政策による影響を受けない、といった社債に類似した特徴を持つことから、主に市場金利や発行会社の信用力に連動すると考えられ、普通株式の株価とは異なる動きをする可能性があります。

そのため、普通株式の株価にかかわらず、業績や財務状況の悪化に伴い、発行会社が優先配当の支払や取得条項の行使を行わないことが懸念される場合においては、株価が大きく下落し損失が発生するおそれがあります。

1-3. 流動性に関するリスク

本社債型種類株式は発行後、東証プライム市場に上場され売買が可能となりますが、予め定められた優先配当以上の分配が行われないことから、多くの投資家は発行会社による取得が期待できる場合には売却せずに継続保有することが想定されます。

そのため、キャピタルゲインを目的とした頻繁な売買は想定されず、流動性が低いことにより、希望する株価やタイミングでの売買ができないおそれがあります。取引所における売買については指値による注文を行う等、気配情報や発注価格にご注意ください。また、売買時には一般的に委託手数料が掛かります。

1-4. 発行会社の経営・財務状況の変化に関するリスク(信用リスク)

発行会社は市場および事業に関するリスク、為替等の金融・経済のリスク、更に自然災害や政府の規制等を含めたイベント性のリスクを有しており、発行会社の財務内容が大きく悪化する可能性があります。そのため、経営・財務状況および信用状況が悪化した場合、以下のリスクがあります。

- ① 優先配当の全部または一部の支払が行われないおそれがあります。
- ② 発行会社が取得条項の行使を行わない可能性があります。
- ③ ①、②への懸念から、本社債型種類株式の株価が大きく下落するおそれがあります。

2. 本社債型種類株式の取得に係るリスク・ご留意事項

本社債型種類株式は発行日の5年後(2028年11月1日)以降、または、資本性変更事由(A9をご参照ください。)が生じた場合には、基準価額相当額(発行価格(4,000円)＋経過配当金等の調整)の現金を対価とする取得条項を発行会社が選択可能となります。

2-1. 発行会社による取得が行われた場合のリスク

発行会社による取得が行われた場合、取得以降の優先配当を受け取れず期待するリターンが得られないおそれがあります。また、本社債型種類株式を発行価格以上の株価で購入していた場合には、発行会社の取得条項の行使によって損失が発生するおそれがあります。

2-2. 発行会社による取得が行われない場合のリスク

取得条項の行使は発行会社の裁量によるため、大幅な金利上昇や、発行会社の財務状況が著しく悪化し分配可能額がない等の場合、固定配当が終了する2029年3月31日までに発行会社による取得が行われない可能性があります。その場合、本社債型種類株式の株価は大幅に下落し損失が発生するおそれがあります。

2-3. 発行会社による取得が行われた場合の課税関係(個人投資家の場合)

本社債型種類株式が発行会社によって取得される場合、本社債型種類株式に対応する発行会社の資本金等の額および本社債型種類株式の取得価格、または、購入価格に応じたみなし配当、あるいは、譲渡損益が発生する可能性があります。

2-4. 取得条項が行使された場合の取得代金の受取方法

取得条項の行使により本社債型種類株式が発行会社に取得される場合、取得代金は弊社のお客様の顧客口座に振り込まれます。なお、弊社で保護預りされていない本社債型種類株式については、取得代金の受取方法が異なる可能性があります。詳しくは、保護預り先の証券会社へご確認ください。